

# 小城市立晴田小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき小城市立晴田小学校に「いじめ防止対策委員会」をおくこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

## (役割)

第2条 いじめ防止対策委員会は、以下の事項に協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策等に関すること。
- (2) いじめの解消や再発防止等に関すること

## (校内委員会の構成)

第3条 委員会は、教職員（校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、児童生徒支援、担任）により構成する。

## (拡大委員会)

第4条 いじめの内容等では、前条の構成に、心理・福祉などに関する知識を有する者や学校評議員等の関係者（以下「外部委員」）を加えた委員会を拡大委員会として開催することができる。

2 前項の専門家として必要であると認められた場合は、学校教育課と協議の上、臨時的に弁護士、警察官等を外部委員として委嘱することができる。

## (外部委員)

第5条 外部委員は、校長が委嘱する。

2 外部委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

3 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 前条で臨時的に任用した外部委員の任期については、校長が別に定める。

## (委員長)

第6条 委員長は、委員のうち外部委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

## (秘密の保持)

第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これらを漏らしてはならない。

## (会議)

第8条 委員長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の委員の招集を行う。

2 会議はその内容から鑑み、非公開とする。

## (事務局)

第9条 委員会の事務局は、本校に置く。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要項は、令和5年 6月 1日より一部改訂する。（第3条、第4条第1項）